

令和8年度滋賀県高等学校教育改革実行計画策定支援業務委託
に係る質問と回答について(1)

令和8年7月17日回答

番号	質問	回答
1	共同体での参加について 実施要領「2.参加資格」 共同体(コンソーシアム)による参加の可否についての明記がありませんが、複数業者による共同体としての応募は可能でしょうか。 もし可能な場合、以下の3点についてご教示ください。 ①構成員全員が実施要領「2.(4)」の入札参加資格を有している必要はありますか。 ②代表者以外の構成員についても、様式3による「業務実績」の提出が必要でしょうか。 ③共同体の協定書(案)など、追加で提出すべき書類はありますか。	本委託業務につきまして、共同体(コンソーシアム)による参加は想定しておりません。
2	再委託の範囲と手続について 仕様書「8.(10)」および契約書約款「第17条の3」 あらかじめ書面による承認を受けた場合に限り再委託が可能とされていますが、以下の2点についてご教示ください。 ①再委託の承認申請は、契約予定者として選定され、契約締結前(または締結後)に行うものという理解でよろしいでしょうか。それとも、応募段階に何らかの申請書類を提出する必要があるのでしょうか。 ②再委託申請を事前に県へ協議依頼する書面の様式やひな形等はございますでしょうか。	①再委託の承認申請は、契約締結後に行ってください。なお、応募段階ですでに再委託の構想がある場合は、再委託予定の内容や、想定する再委託先について、提案書に記載してください。 ②書面の様式やひな形はございません。任意様式での協議をお願いいたします。